

随意契約理由

令和7年(2025年)4月1日

契約担当課名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
発注担当課名	こども未来部はぐくみセンターおやこ保健課
契約名称	令和7年度豊中市妊婦・産婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査委託契約
契約内容	妊婦健康診査、産婦健康診査、乳児一般（1か月児）健康診査、乳児後期健康診査、新生児聴覚検査の実施
契約締結日 及び契約期間	令和7年4月1日 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
契約の相手方 (所在地・名称)	一般社団法人 大阪府医師会 (大阪市天王寺区上本町2丁目1番22号)
契約金額	(1) 妊婦健康診査は1人につき、1回目27,340円を上限とする。2回目以降は5,500円を上限とする。ただし、4回目は10,000円、6回目は6,000円、8回目、12回目は12,000円、20回目、21回目は5,000円を上限とする。また、多胎妊婦に実施する15回目から19回目については5,000円を上限とする。 (2) 乳児一般（1か月児）健康診査及び乳児後期健康診査は1人につき、7,420円を上限とする。 (3) 産婦健康診査は、1件あたり5,000円を上限とする。 (4) 新生児聴覚検査は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を1件あたりの上限とする。 (ア) 自動聴性脳幹反応検査（AABR検査） 4,020円 (イ) 耳音響放射検査（OAE検査） 1,500円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 当該健康診査事業は、医師としての専門知識、経験に基づき実施される専門性の高い医事行為であり、妊産婦等の受診の利便性及び事業の効率的な実施を図る観点から一般社団法人大阪府医師会に委託するもの。